

## 公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり行います。

令和3年6月21日

長野県公安委員会

### 1 検定合格者審査の対象者並びに検定合格者審査を行う警備業務の種別及び級

次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る検定合格者審査を行います。

左 欄		右 欄	
空港保安警備	1級又は2級	空港保安警備業務	2級
常駐警備	1級又は2級	施設警備業務	2級
交通誘導警備	1級又は2級	交通誘導警備業務	2級
貴重品運搬警備	1級又は2級	貴重品運搬警備業務	2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

令和3年9月15日（水） 午後1時から午後4時まで

#### (2) 場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁西庁舎112号会議室

### 3 定員

各5名

### 4 申請手続

#### (1) 事前申込み

##### ア 事前申込みの方法

(ア) 検定合格者審査を受けようとする者は、(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

##### イ 電話受付日

令和3年7月27日（火）

##### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

#### (2) 審査申請書の提出

受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した審査申請書に次に掲げる書類を添付して、令和3年8月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの（貼付せずに提出） 1枚

イ 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

ウ 長野県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあつては、長野県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し等）又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

エ 代理人が審査申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

### (3) 検定合格者審査の手数料

検定合格者審査の手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 5 その他

- (1) 審査申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) 検定合格者審査当日は、旧合格証及び筆記用具を持参してください。
- (3) この検定合格者審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話026-233-0110 内線3032）に問い合わせてください。
- (4) この検定合格者審査の実施に際して収集する個人情報、この検定合格者審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課